

(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化モデル事業の実施等について

① 趣旨

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業実施について積極的な検討をお願いしたいため、都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただきたい。

本件については、平成21年2月16日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長補佐名事務連絡「ファミリー・サポート・センター事業における『病児・緊急対応強化モデル事業』の評価基準（案）等について」により、次世代育成支援担当課長あてにお知らせしているところであり、同事務連絡についても参考にされたい。

② 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

◇事業内容等

ファミリー・サポート・センターにおいて、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

ポイント設定については、「病児・緊急対応モデル事業」に適用されるものであり、モデル事業終了後の平成23年度以降に、実績等を踏まえて必要な見直しを行う予定である。

◇実施要件・ポイント配分

（別冊（総務課 少子化対策企画室）資料4「次世代育成支援対